

※菊間瓦事業者用

【伝統産業(菊間瓦)物価高騰対応事業費補助金 申請要領】**【目的】**

物価高騰の影響を大きく受ける今治市の伝統産業である菊間瓦事業者に対し、燃料費の高騰分の一部を助成することにより事業継続を支援するもの。

【対象者】

今治市菊間町において、菊間瓦(鬼瓦・小物を含む)を製造する稼働中の事業者

【補助対象経費】

菊間瓦を製造する際に使用する、燃料費の高騰による影響額

【補助率及び補助上限額】

補助率	補助上限額
1/2	1 事業者あたり 100 万円

【対象期間の選択】

対象期間は、令和8年4月から12月までのうち、任意に選択した連続する 2 から 9 か月をいう。(以下、「令和8年度対象期間」という。)なお、令和7年度対象期間については、令和8年度に選択した期間と同一の期間とする。

【補助額の算定方法】

- ① 令和8年度対象期間における納品額を使用量で除して、令和8年度の平均単価(税抜)を算出する。
- ② 令和7年度対象期間における納品額を使用量で除して、令和7年度の平均単価(税抜)を算出する。
- ③ ①及び②で算出した平均単価の差額に、令和8年度対象期間の使用量(令和7年度対象期間の使用量を上限)を乗じて、影響額を算出する。
- ④ ③で算出した影響額の 2 分の 1 を補助額とする。
ただし、補助額の上限は 100 万円とする。

補助額 = $\{(\text{令和 8 年度平均単価} - \text{令和 7 年度平均単価}) \times \text{令和 8 年度対象期間の使用量} (\text{令和 7 年度対象期間の使用量を上限})\} \times 1/2$ (上限 100 万円)

【申請先・問合せ先】

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 今治市産業部産業振興課 宛

※郵送の場合は封筒に「伝統産業(菊間瓦)物価高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書」と記載してください。

今治市産業部産業政策局産業振興課 電話:0898-36-1540 メール:sangyou@imabari-city.jp

【申請受付期間】

令和8年7月1日(水)～ 令和9年1月29日(金)

【申請必要書類】

- (1) 伝統産業(菊間瓦)物価高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書
(別記様式:菊間瓦事業者用)
- (2) 誓約書(別紙:菊間瓦事業者用)
- (3) 今治市菊間町で菊間瓦(鬼瓦・小物を含む)を製造する事業者である証明書
(例:法人登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し、賃貸借契約書の写し、組合のHPなど)
- (4) 令和8年度対象期間中に納品した燃料の単価がわかる書類
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- (5) 令和7年度対象期間中に納品した燃料の単価がわかる書類
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- (6) 令和8年度対象期間中に納品した燃料の納品量がわかる書類
((4) で確認できる場合は不要)
- (7) 平均単価及び納品量計算書(別紙①②:菊間瓦事業者用)
- (8) 市税完納証明書(※法人の場合は法人分、個人の場合は代表者分) (支所住民サービス課または納税課から取得)
- (9) 振り込み先の通帳見開き1ページの写し
(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分)

記入例

別記様式（菊間瓦事業者用）

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号 〒794-8511

所在地 今治市別宮町一丁目4番地1

名 称 菊間瓦株式会社

代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎

（担当）しまなみ 次郎 （連絡先）0898-12-3456

伝統産業（菊間瓦）物価高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書

伝統産業（菊間瓦）物価高騰対応事業費補助金に関する別記の規定に基づき、伝統産業（菊間瓦）物価高騰対応事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、交付が決定された場合、本状をもって請求します。

1 補助金交付申請者及び補助金交付額

事業所名	事業種別
菊間瓦株式会社	菊間瓦
補助金交付申請額 （※千円未満は切捨て）	【（令和8年度平均単価－令和7年度平均単価）×令和8年度対象期間の使用量（令和7年度対象期間の使用量を上限）×1/2】 （上限100万円）を記載してください。 1,000,000 円

2 振込先

金融機関名	〇〇〇〇 銀行			(金融機関コード) 〇〇〇〇			
支店名等	〇〇 支店			(支店コード) 〇〇〇			
預金種別	1. 普通 2. 当座 (該当するものを○で囲んでください)						
口座番号 (右づめ)	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名義人	イマバリ タロウ 今治 太郎						

（注1）申請者名義の口座を記入してください。

（注2）ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入してください。

(別紙) 菊間瓦事業者用

誓 約 書

伝統産業（菊間瓦）物価高騰対応事業費補助金（以下「補助金」といいます。）の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 本申請内容に虚偽があった場合には、補助金の交付の取消し及び返還に異議なく応じます。
- 2 当社は、今治市菊間町において、菊間瓦（鬼瓦・小物を含む）を製造する稼働中の菊間瓦製造事業者です。
- 3 当社は、補助金受給後も事業を継続する意思を有しています。
- 4 当社は、今治市暴力団排除条例第に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しません。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 8 年 月 日

所在地 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
名 称 菊間瓦株式会社
代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎
担当者 職・氏名 しまなみ 次郎
連絡先 0898-12-3456